

入札説明書

福島県人事管理給与システム
サーバ等機器更新及び保守運用業務委託

平成24年5月

福島県 人事課

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託契約」（以下「業務委託契約」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

第 1 全体説明事項

1 入札に関する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 発注者（契約権者） | 福島県知事 佐藤 雄平 |
| (2) 入札の内容 | |
| ア 件名及び数量 | 福島県人事管理給与システム
サーバ等機器更新及び保守運用業務委託 一式 |
| イ 業務の仕様等 | 「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新
及び保守運用業務委託仕様書」のとおり |
| ウ 委託期間 | 自 契約締結日
至 平成30年 6月30日 |
| エ システム切替日 | 人事管理部分
平成25年 1月 1日
給与計算部分
平成25年 7月 1日 |
| オ 納入場所 | 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号） |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加

することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 4に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去5年以内に都道府県との契約において、本件仕様書と同等の機能を有するクライアントサーバ方式の人事管理システム及び給与システムを構築又は更新し、かつ、同システムの保守運用を実施した者であること。

3 入札に関する書類の提出場所及び日時

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号 (西庁舎4階)

福島県総務部人事総室人事課分室

電話 024-521-7071

FAX 024-521-7909

電子メールアドレス personnel_affairs@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

平成24年5月15日(火) ~ 平成24年6月11日(月)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、(1)に掲げる場所まで平成24年6月8日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。

- (3) 入札説明会の開催日時及び場所

平成24年5月24日(木) 午前10時から午前11時まで

福島県庁西庁舎12階第3会議室(福島市杉妻町2番16号)

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び機能等証明書(様式9)の提出期限

平成24年6月11日(月) 午後5時15分まで ※必着

- (5) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の発送日

平成24年6月18日(月) まで

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年6月25日(月) 午前10時00分

福島県自治会館3階301会議室(福島市中町8番2号)

郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年6月21日(木)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を 3(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、3(4)に規定する期日までに発送するものとし、3(3)に規定する期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 会社概要(様式任意)

ウ 納入実績証明書(様式7)

納入物品又はこれと同等の機能を有する物品について、当該納入物品に係る契約書の写し又は発注機関が発行した納入実績証明書(様式8)等、納入の事実を証明する書類を添付すること。なお、現にシステム稼働されているものとする。

エ 主任技術者経歴書(任意様式)

納入機器等の設置・調整及び障害時の対応等、業務システム移行及びシステム改善作業、保守運用作業において、技術的分野に係る社内責任者の経歴等を記載したもの。

オ 常駐技術者経歴書(任意様式)

保守運用作業において、常駐者のスキル及び経歴等を記載したもの。

カ 構築(納入)体制表及び保守体制表(様式任意)

5 機能等証明書

機能等証明書(様式9)とは、納入しようとする物品が仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類であり、入札に参加するにあたり事前に機能等証明書(様式9)を提出しなければならない。

- (1) 機能等証明書の提出日等

ア 提出期限 平成24年6月11日(月)午後5時15分必着

イ 提出先 〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号 (西庁舎4階)

福島県総務部人事課分室

電話024-521-7071

ウ 注意事項

- (ア) 提出された機能等証明書（様式9）については、説明を求めるところがあるので、上記の提出先に原則として持参すること。ただし、持参できないときは、同提出先に提出期限までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (イ) 提出された機能等証明書（様式9）に不備が認められたときには受付をしない場合があるが、これを理由に提出期限を延長することはできないので、余裕をもって提出すること。

(2) 提出書類

ア 機能等証明書（様式9）

イ 納入物品仕様一覧（様式は福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託仕様書「別紙2 機器等の仕様」の表を流用して以下の項目を追加する等別途作成すること。）

(ア) 「回答」欄

仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。

(イ) 「特記事項及び製品名」欄

必要に応じて補足説明を行うとともに、製品名を記入すること。

(ウ) 「資料No.」欄

製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。

ウ イ納入物品仕様一覧の各項目の内容を確認できる資料として、製品仕様書、カタログ等を必ず添付すること。また、内容確認を行う上で必要な箇所をマーカー、○囲み等により分かりやすく表示すること。

6 開札までの手続き等に関する事項

(1) 入札書の作成方法及び提出

ア 入札書（様式3）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

(イ) 【6月25日開札 「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託」】

イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託仕様書」を実現するための総額費用を入札金額とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書（様式3）に記載された入札金

額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(ウ) 1(2)アに示す件名を記載すること。

(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。

ウ 郵送による入札については、次の事項を行うこと。

(ア) 二重封筒の表封筒に「入札書在中」と朱書すること。

(イ) 中封筒に(1)アの必要事項を記載すること。

(ウ) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）及び入札書（様式3）を同封すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（様式4）を持参すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(2) 入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、1(2)に示す内容について入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限り。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を5(1)オに掲げる日時までに、3(1)に掲げる場所まで提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式6）により平成24年6月11日（月）までに申請するものとする。

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(3) 開札方法

ア 開札は、3(5)で指定する日時及び場所で行う。

イ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)

(入札参加者が本書又は写しを持参する。)

(イ) 一般競争入札出席届(様式5)

ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

オ 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回限りさらに入札に付することができるものとする。

(4) 入札心得

ア 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書(様式10)(平成24年6月11日締切、必着)により、郵送又は電子メールで関係職員に説明を求めることができる。

なお、質問書によるものは、仕様書等に関する回答書(様式11)により、郵送又は電子メールで回答するものとするほか、他の入札に参加しようとする者に対しても回答を送付するものとする。

イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書(様式3)を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。

ウ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

(エ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(オ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

オ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わ

ず、書換え、引替え又は撤回することはできない。

(5) 入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(6) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 2に示す入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札
- イ この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- カ 記名、押印を欠く入札
- キ 金額を訂正した入札
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- コ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

7 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の入札者のうち、最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札書（様式3）を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札者がいない（入札、再度入札又は6（3）オによる再々度入札を執行しても落札者がいないときを含む。）ときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

なお、随意契約は見積書（様式3）を使用する。

(2) 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

8 契約に当たっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこととする。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、アに定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 契約事項

契約書（案）及び財務規則による。

9 業務委託料の支払い条件

(1) 基本的な考え方

次の各号の総額をもって業務委託料とする。

ア 機器等更新作業、業務システムの移行及びデータ移行作業、システム改善作業の費用は、人事管理部分に属する費用は、人事管理部分の作業完了（平成24年12月31日）後に支払い、給与計算部分に属する費用は、給与計算部分の作業

完了（平成25年6月30日）後に支払うものとする。

- イ 機器費用、機器及びPPP保守料、保守運用（運用支援）及び消耗品は均等分割払いとし、人事管理部分は66ヶ月、給与計算部分は60ヶ月の均等分割払いとする。なお、当該費用は、機器等の設置が期限日前に完了した場合でも、1（2）エ システム切替日から起算し、契約終了までを業務委託期間として計算するものとする。

(2) 各四半期の業務委託料計算における端数処理

平成24年度第4四半期から平成29年度第4四半期までの各四半期の業務委託料において、(1)の業務委託料算出額及びその算出額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

平成30年度第1四半期の業務委託料は、業務委託料の契約額から既に支出した業務委託料を減じた額とする。この業務委託料算出額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額は、業務委託料の契約額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額から既に支出した消費税及び地方消費税の額を減じた額とする。

(3) 業務委託料の支払い

四半期ごとに前四半期分の業務委託料の支払いを請求するものとし、県は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

機器等更新作業、業務システムの移行及びデータ移行作業、システム改善作業に係る額は、これとは別に設定等に係る検収に合格した後に請求を受け前記同様に支払うものとする。

10 その他

- (1) 落札後速やかに、落札者は入札金額の項目別・年度別内訳書を提出すること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）を受理された後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (3) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の契約手続以外の目的に供してはならない。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者としなない。
- (6) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

第2 その他見積りに係る留意事項

1 見積もるべき経費

入札額の見積りに際しては仕様書を熟読し、過不足ないように見積もること。

なお、費用項目としては、下表のものを想定している。

費用項目	含まれるもの	参照先
①機器調達及び設定経費	・機器代金、搬入・設置費用 ・機器構築・設定費用 ・新旧機器切替までの障害対応経費 ・関係者との打合せ経費 ・新システム移行作業時の立会経費	仕様書
②移行作業経費	・新システムへの移行費用 ・新システムへのデータ移行費用 ・新システム移行での運用設計、設定費用 ・関係者との打合せ経費	仕様書
③システム改善経費	・新システム改善に関わる 打合せ・設計・開発・試験等の経費	仕様書
④機器撤去費用	・契約期間終了時の機器のデータ消去 ・ラックからの解体、撤去費用	—
⑤保守運用料	・新システム移行稼働後に発生するシステム構成上の問合せ、機器及びシステム障害時の問合せ、システム保守経費 ・給与計算部分の運用経費	仕様書

2 機器調達及び設定経費に係る注意事項

- (1) 現行の人事管理システムの撤去費用及び現状回復費用を機器調達及び設定経費に含めて見積もること。
- (2) 機器の福島県庁への搬入前後に行うべき機器の設定作業、ソフトウェアの設定作業等の構築・設定作業については、機器調達及び設定経費に含めて見積もること。
- (3) 契約締結から新旧機器切替までの機器等の障害対応経費について
契約締結から新旧機器切替（人事管理部分は平成24年12月末予定、給与計算部分は平成25年6月末予定）までの間、機器搬入、設置、設定並びに業務システム及びデータ移行作業を実施することとなるが、その間に発生する機器等の障害対応に係る経費については、機器調達及び設定経費に含めて見積もること。

なお、移行作業は夜間・休日も実施することから、機器納入業者の稼働経費に必要な経費を計上すること。

- (4) 給与計算部分の併行稼働開始から新旧機器切替（平成25年6月末）までの間に使用する消耗品等に係る経費を移行作業経費に含めて見積もること。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2

（略）

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (11) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (12) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (13) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (14) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (15) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (16) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2

(略)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

(〒 ー)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

(作成者担当者職・氏名)

平成 年 月 日付け第 号で公告ありました一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、全て事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないことを誓約します。

記

1 競争入札参加有資格者にかかる指名停止等の措置の有無について
有 ・ 無

2 公告に示した物品の納入実績について

注 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、80円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

一般競争入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日

様

福島県知事

先に申請のありました一般競争入札に係る資格については、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

記

公 告 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 公 告 第 号	
件 名		
数 量	一式	
本公告に係	有	
る入札参加	無	
資格の有無	入札参加資格が無い と認めた理由	

※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

※2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札
書
見 積

平成 年 月 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

代 理 人

入札
下記のとおり いたします。
見積

記

事業名
納入場所 福島県知事の指定する場所

入札金額

--	--	--	--	--	--	--	--

 円

- ※1 契約方法により、入札・見積の文字を訂正印により削除又は訂正すること。
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札・見積の場合は、入札・見積書の前に「再」と記入すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

平成 年 月 日に執行される「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託」の入札及び見積に関する一切の権限

平成 年 月 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

受任者 職名又は住所
氏 名 印

一般競争入札出席届

平成 年 月 日

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

1 公告日 平成 年 月 日

2 公告 第 号

3 出席者

(1) 代表者(個人の場合は本人)又は代理人

職 名

氏 名

(2) その他の出席者

職 名

氏 名

入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託」に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

納入実績証明書

発注機関	
件名	
納入場所	
契約年月日	
数量	
契約金額	

注 納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- (1) 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
- (2) 福島県以外が発注した契約の場合
 - ア 発注機関の発行する納入実績証明書（様式8）
 - イ 納入実績証明書を添付できない場合は、内容等を証明できる書類

納入実績証明願

平成 年 月 日

様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記業務の納入実績を証明願います。

記

発注機関	
件名	
納入場所	
契約年月日	
数量	一式
契約金額	

上記のとおり納入したことを証明します。

平成 年 月 日

証明者

印

機 能 等 証 明 書

平成 年 月 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

「福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託」に係る一般競争入札において納入を予定している物品は、仕様を全て満たしていることを証明します。

つきましては、本仕様書及び「入札説明書 福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託」に基づき、別添のとおり機能等証明書関係書類を提出します。

記

1 入札事項

福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務委託

2 納入物品及び数量

上記システム用サーバ及びクライアント端末等として使用するハードウェア（ラック、付属品及び消耗品等を含む。）及び必要な基本ソフトウェア（取扱説明書を含む。）

一式

以上

仕様書等に関する質問書

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号

作成担当者職・氏名

公 告 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 公 告 第 号
件 名 及 び 数 量	件 名 数 量 一式
質 問 事 項	

仕様書等に関する回答書

平成 年 月 日

(入札参加者)
商号又は名称
代表者職・氏名

様

福島県知事

公告日 及び番号	平成 年 月 日 公告 第 号
件名及 び数量	件名 数量一式
回 答 事 項	